

## 競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域  
鹿島建設株式会社 東京都港区元赤坂1-3-1  
令和6年3月7日～令和6年4月20日（1ヶ月2週）  
地域4（新潟支社が所掌する区域）  
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注  
株式会社横河ブリッジ 千葉県船橋市山野町27  
令和6年3月7日～令和6年4月20日（1ヶ月2週）  
地域4（新潟支社が所掌する区域）  
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

### 2. 事実概要

有資格者である鹿島建設（株）、（株）横河ブリッジは、令和6年1月16日、新潟支社発注の「関越自動車道 阿能川橋床版取替工事」において、関越自動車道 阿能川橋下り線に設置中の張り出し足場の防音パネルが突風に煽られ落下し、電力会社が管理する電線に接触する公衆損害事故を発生させた。

また、同日中に前記の事故に関する緊急点検及び復旧作業が完了したものの、事故発生から約6時間後、同上り線に設置中の張り出し足場の防音パネルが、同様に突風に煽られ落下し、再度電力会社が管理する電線に接触するという公衆損害事故を発生させた。

### 3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第5号に該当する。

#### 競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から1月以上6月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以 上